

脱炭素先行地域道路照明灯フラッグ制作設置業務委託 仕様書

- 1 件 名 脱炭素先行地域道路照明灯フラッグ制作設置業務委託
- 2 業務目的 本市が令和7年5月9日に、環境省より脱炭素先行地域に選定されたことから、周知啓発のためのフラッグを制作し、対象先行地域である妙典エリアの道路照明灯に設置する業務を委託するもの。
- 3 委託場所 市川市妙典4丁目119番地 他
(納入場所)
- 4 委託期間 契約締結日から令和8年9月30日まで
- 5 業務内容
 - (1) フラッグの制作
別紙1「道路照明灯フラッグ形状図」及び別紙2「道路照明灯フラッグデザイン図」を参照してフラッグ(両面カラー印刷)及び取付け治具を制作・手配すること。
なお、フラッグにおける基本的な記載内容については、委託者が電子データを提供し、受託者がこれに基づき制作業務を行うこととする。
 - (2) フラッグの設置
別紙3「道路照明灯フラッグ設置箇所」を参照して、妙典駅の駅前広場から妙典中央通りのある道路照明灯計85箇所に、(1)で制作したフラッグを設置すること。
なお、設置に当たっては、安全対策に十分留意することとする。
- 6 業務スケジュール
 - (1) 契約後10日以内に以下を記載した業務計画書を提出する。
 - ① 業務実施体制
 - ② 業務従事者名簿(責任者の経歴含む)
 - ③ 業務実施スケジュール
 - ④ 緊急連絡体制表
 - ⑤ 業務実施上の留意点(制作、設置安全対策等)
 - (2) 委託者から提供される情報を基に各制作物の原案を提出し、委託者と補足・調整等の協議を行い、決定すること。

7 受託者の責務等

- (1) 業務の遂行上知り得た秘密及び個人情報等については、業務終了後も第三者に公表してはならない。
- (2) 受託者は、業務の履行による個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (3) 業務の遂行にあたっては、関係法規を遵守すること。
- (4) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

8 上記以外の提出物等

- (1) 着手届 契約締結後7日以内
- (2) 完了届 委託期間終了日（様式1）

・(1)及び(2)の納入場所

市川市八幡1丁目1番1号

市川市市長公室カーボンニュートラル推進局事業推進課

9 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

(様式1)

完了届

令和 年 月 日

市川市長

住 所

氏 名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

2. 施行(納入)場所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 円

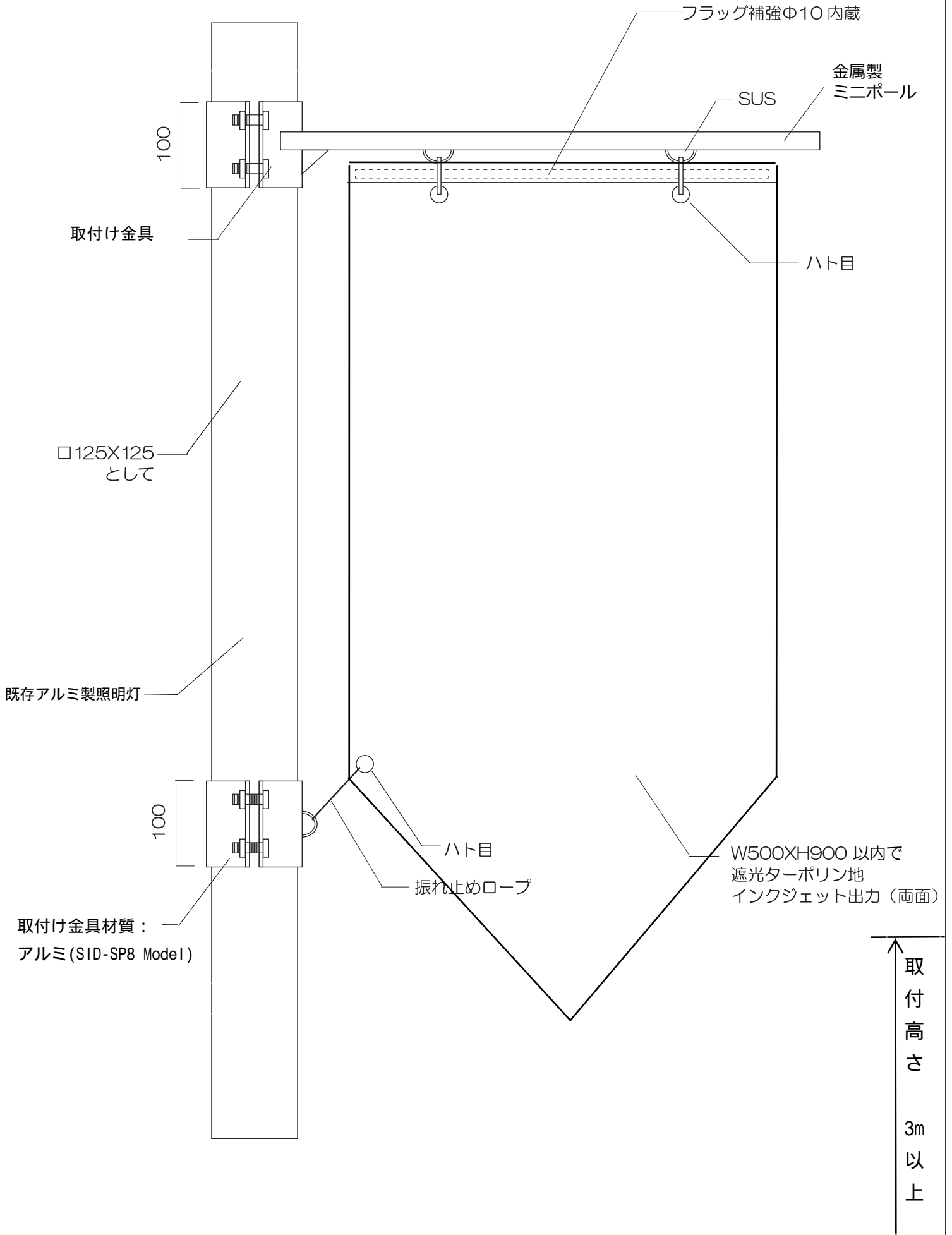
(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

別紙 1 道路照明灯フラッグ形状図



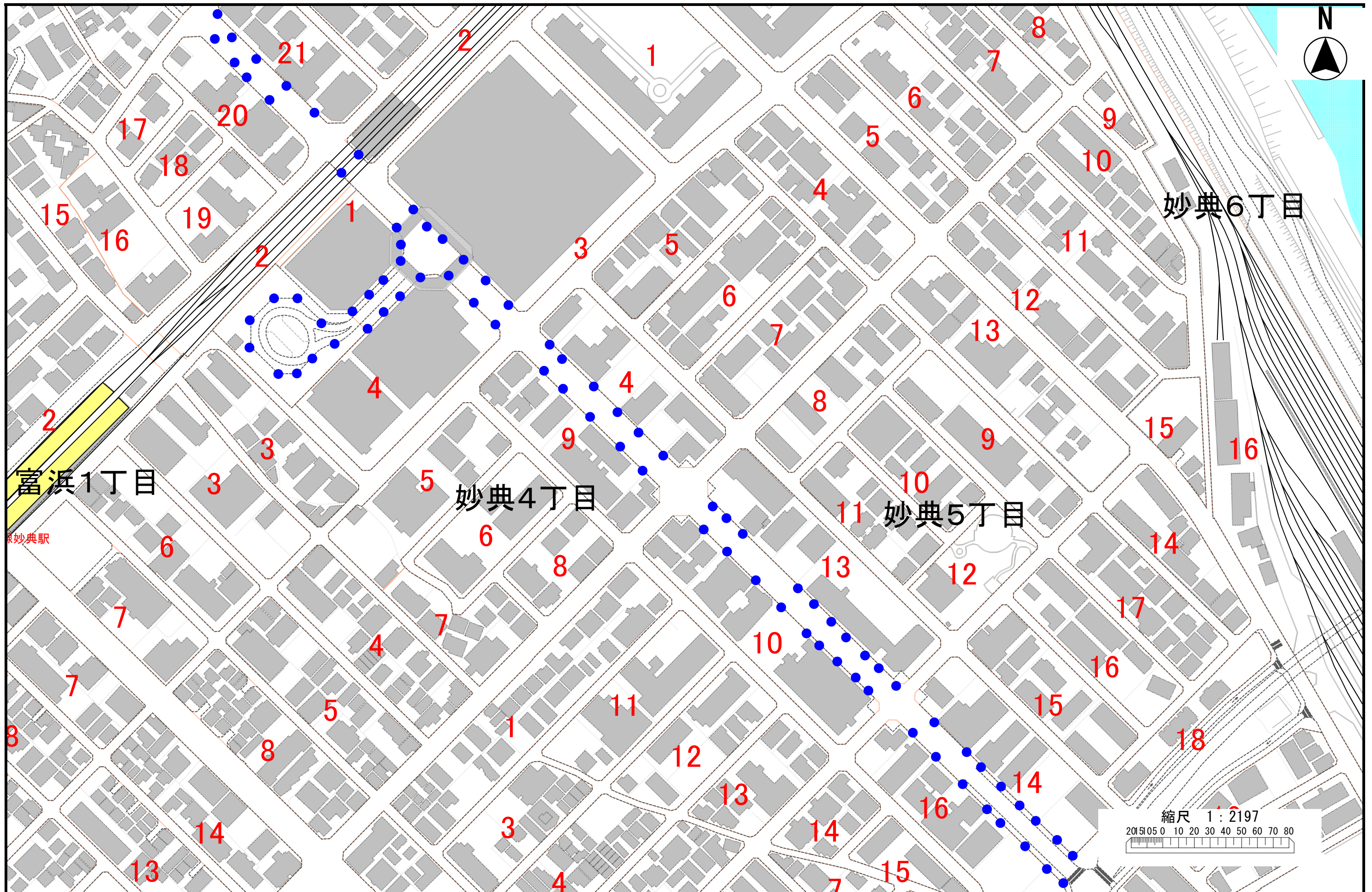
別紙 2 道路照明灯フラッグデザイン図

表



裏





● : フラッグ